様式第１号

審　査　基　準　整　理　票

処　分　名	大津市仰木太鼓会館の使用料の還付		
根拠法令名	大津市仰木太鼓会館条例	（条項）第７条	
基準法令名	大津市仰木太鼓会館の管理運営に関する規則	（条項）第７条	
所管部署	市民部　文化・青少年課　文化振興係		
標準処理期間	３０　　日	法定処理期間	－　　日

【審査基準】　・文書の名称【　　】
・掲載図書等【　　】
・内容　　■全部記載　　□一部・項目のみ記載

次のとおり、大津市仰木太鼓会館の管理運営に関する規則第７条各号に掲げる場合に還付するものとし、その場合における還付する金額は、当該各号に定めるとおりとする。

１　会館の管理の都合により使用の許可を取り消した場合　　全額

２　使用者が使用期日の前日までに使用の許可の取消しを申請し、館長において相当の理由があると認めて取り消した場合　　全額

３　天災地変その他使用者の責めによらない事由により会館を使用することができなくなったと認められる場合　　全額

４　その他館長が必要と認めた場合　　その都度館長が定める額

〔根拠法令等〕

大津市仰木太鼓会館条例

（使用料の還付）

第７条　既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

〔基準法令等〕

大津市仰木太鼓会館の管理運営に関する規則

（使用料の還付）

第７条　館長は、条例第７条ただし書の規定により、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める額について使用料を還付する。

（１）　会館の管理の都合により使用の許可を取り消した場合　　全額

（２）　使用者が使用期日の前日までに使用の許可の取消しを申請し、館長において相当の理由があると認めて取り消した場合　　全額

（３）　天災地変その他使用者の責めによらない事由により会館を使用することができなくなったと認められる場合　　全額

（４）　その他館長が必要と認めた場合　　その都度館長が定める額

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。